

料金改定 説明会資料

令和7年6月15日(日) 武蔵台公民館
令和7年6月22日(日) 高萩公民館
// 生涯学習センター

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の 改定について

目次

- 1.日高市下水道事業の普及状況について
- 2.使用料収入(有収水量)の減少
- 3.維持管理費の推移
- 4.営業損失の推移
- 5.今後の下水道事業の収支見込み
- 6.下水道等使用料の改定内容について

1.日高市下水道事業の普及状況について(令和6年度末現在)

(1)日高市下水道事業の概要(市内人口54,037人)

- ・処理区域内人口(下水道が利用できる人数) 35,524人
(うち川越市分 573人)
- ・下水道の普及率 65.1%
- ・処理区域面積 712.72ha (うち川越市分 5.7ha)
- ・管路延長 約208km
- ・終末処理場 1箇所
- ・ポンプ場 1箇所
- ・マンホールポンプ 29箇所

2.使用料収入(有収水量)の推移

【主な要因】

○人口減少による使用水量の減少

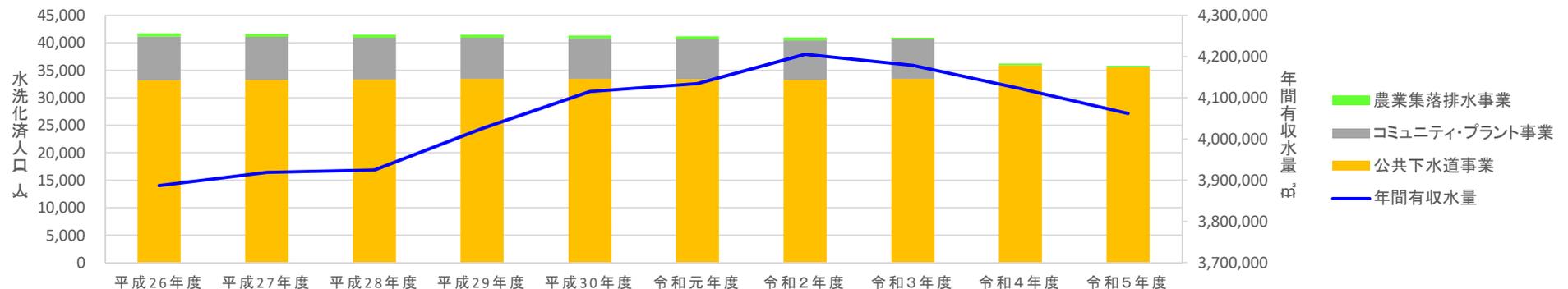
○節水型機器の普及による使用水量の減少

※年間有収水量は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算水量。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。

※令和4年度に水洗化済人口の算出方法の見直しを実施。

年間有収水量と水洗化済人口の推移



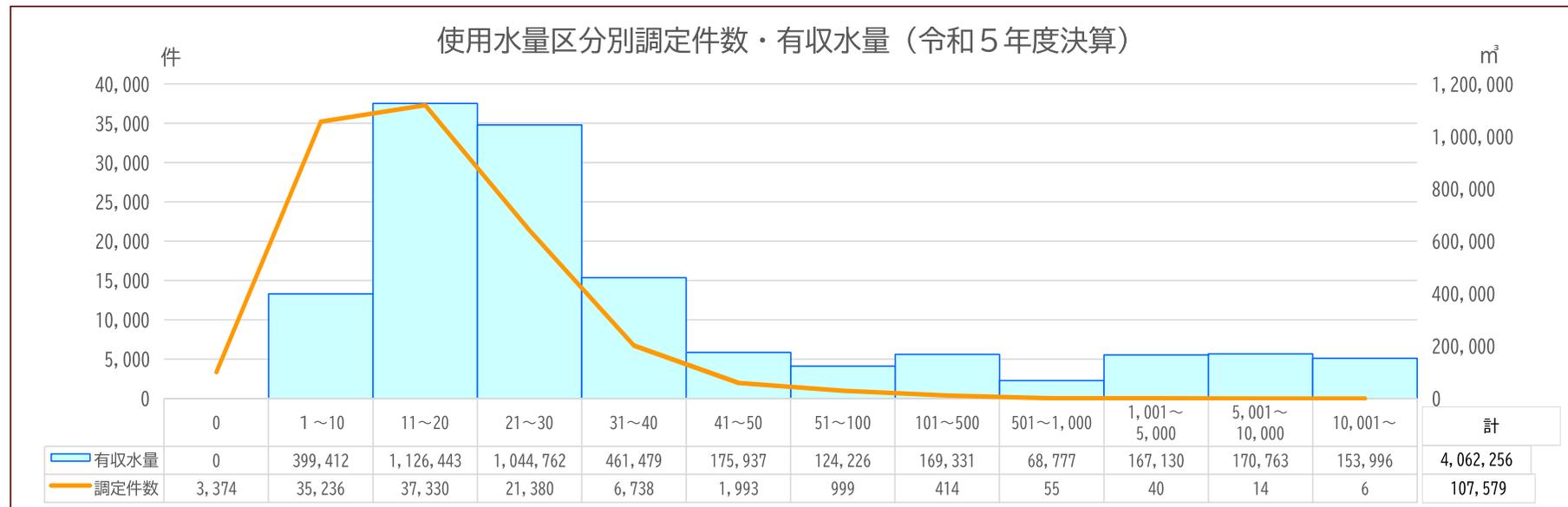
(1) 使用水量区分別の件数(調定件数)、使用水量(有収水量)の状況

・グラフは、令和5年度の検針データ(2か月ごとに検針)を1か月に換算し、使用水量区分別に件数、使用水量を表したものです。

・件数、使用水量ともに、11m³から20m³までの区分が一番多くなっています。

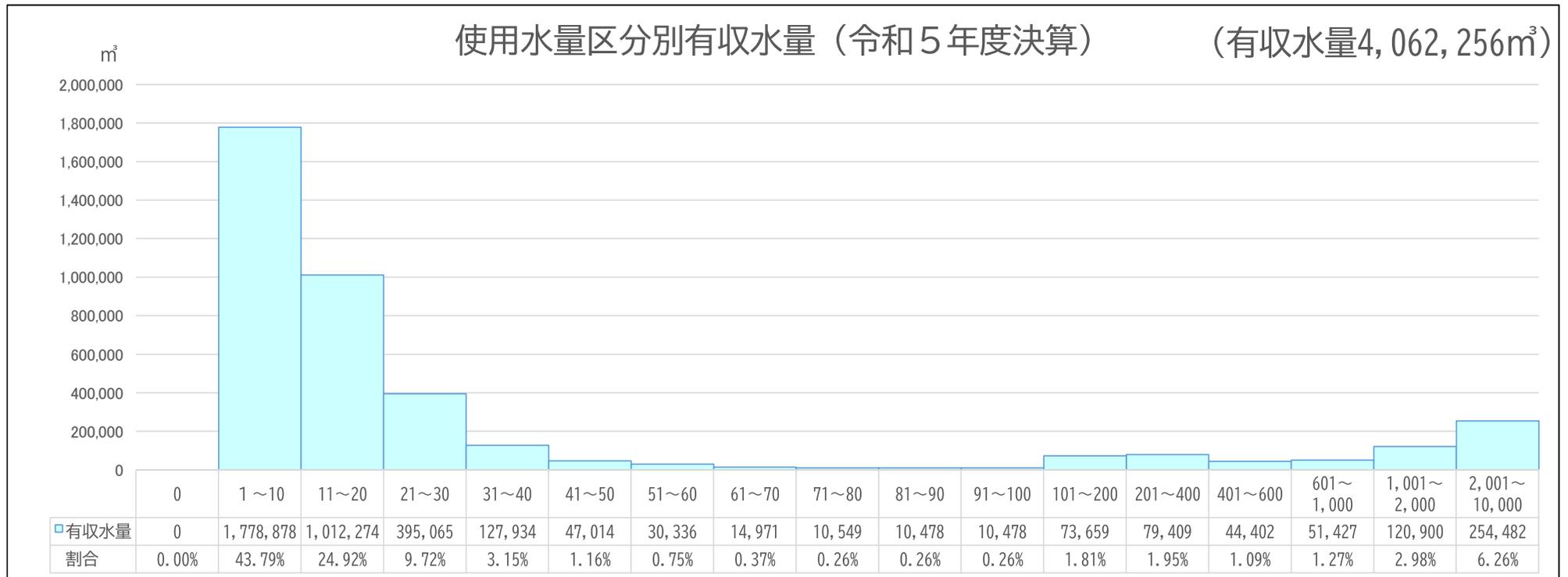
・**件数**は、0m³から30m³までの区分で約90%を占めています。

・**使用水量**は、1m³から30m³までの区分で約63%、40m³までの区分で約75%を占めています。

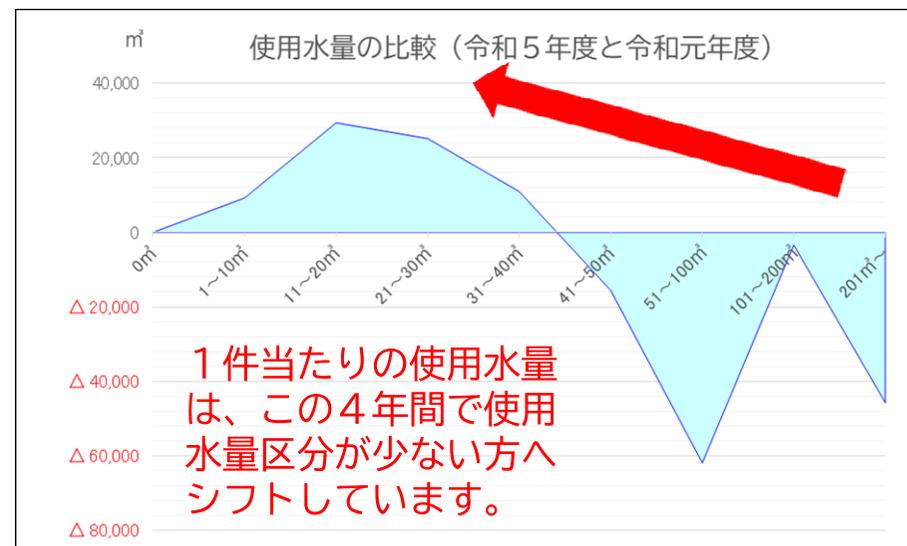
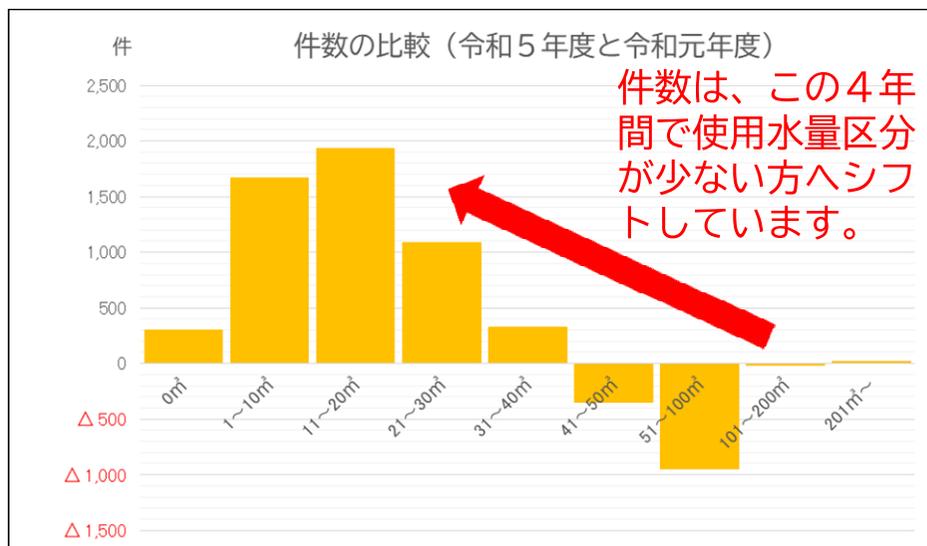


(2) 使用水量の分析

・グラフは、令和5年度の有収水量が水量区分毎にどのくらいの水量があるかを1か月換算したものです。使用水量が1m³から20m³までの区分で約69%を占めています。



(3)件数と使用水量の傾向 (令和5年度と令和元年度比較)



	0m³	1~10m³	11~20m³	21~30m³	31~40m³	41~50m³	51~100m³	101~200m³	201m³~	計
令和5年度	3,331	15,000	20,053	19,459	17,637	13,209	16,590	980	519	106,778
令和元年度	3,033	13,335	18,124	18,375	17,313	13,557	17,536	999	504	102,776
比較	298	1,665	1,929	1,084	324	△ 348	△ 946	△ 19	15	4,002

	0m³	1~10m³	11~20m³	21~30m³	31~40m³	41~50m³	51~100m³	101~200m³	201m³~	計
令和5年度	0	87,537	309,652	495,932	623,487	596,807	1,068,292	121,923	722,302	4,025,932
令和元年度	0	78,285	280,206	470,717	612,518	612,452	1,130,246	125,354	768,118	4,077,896
比較	0	9,252	29,446	25,215	10,969	△ 15,645	△ 61,954	△ 3,431	△ 45,816	△ 51,964

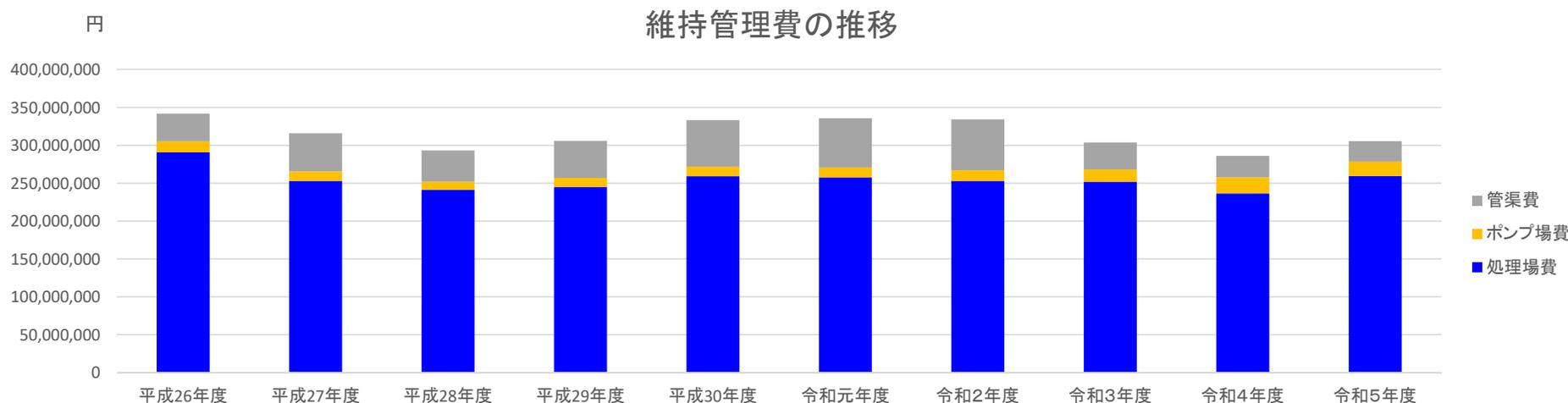
3.維持管理費の推移

○維持管理費のうち管渠費、ポンプ場費、処理場費をみると、年度により増減はあるが、3億1千万円前後で推移。

○処理場費は、平成27年度以降、2億5千万円前後で推移。

※維持管理費は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。



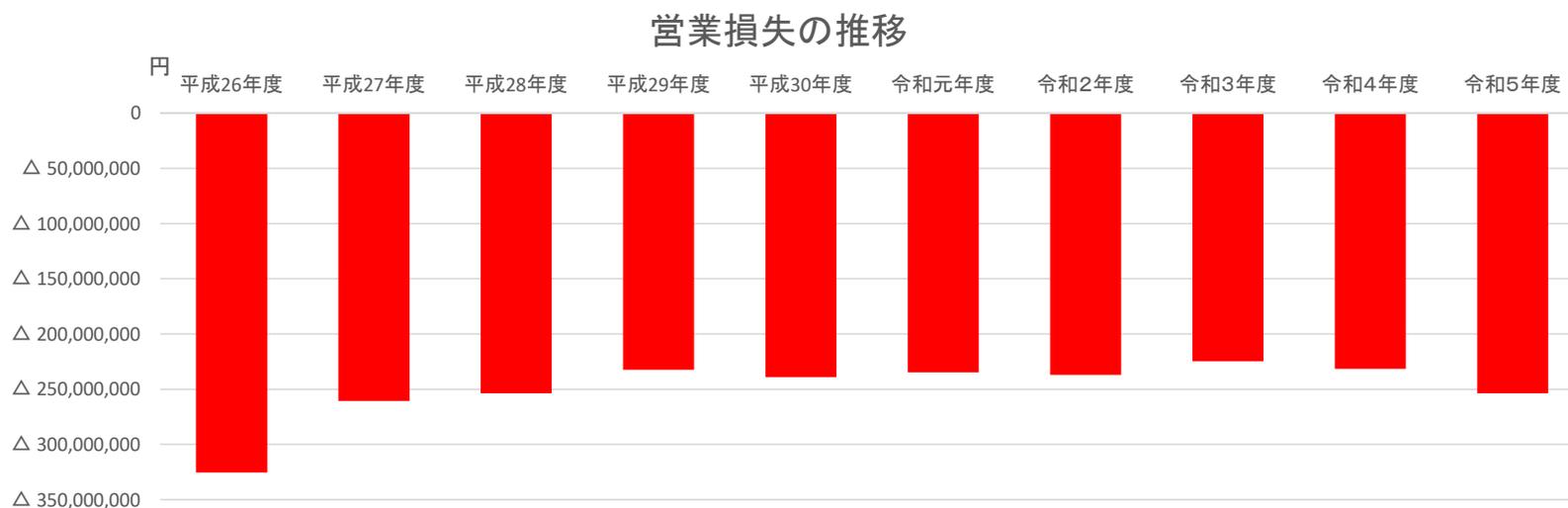
4. 営業損失の推移

○営業損失は毎年度2.3億円～2.5億円で推移している。

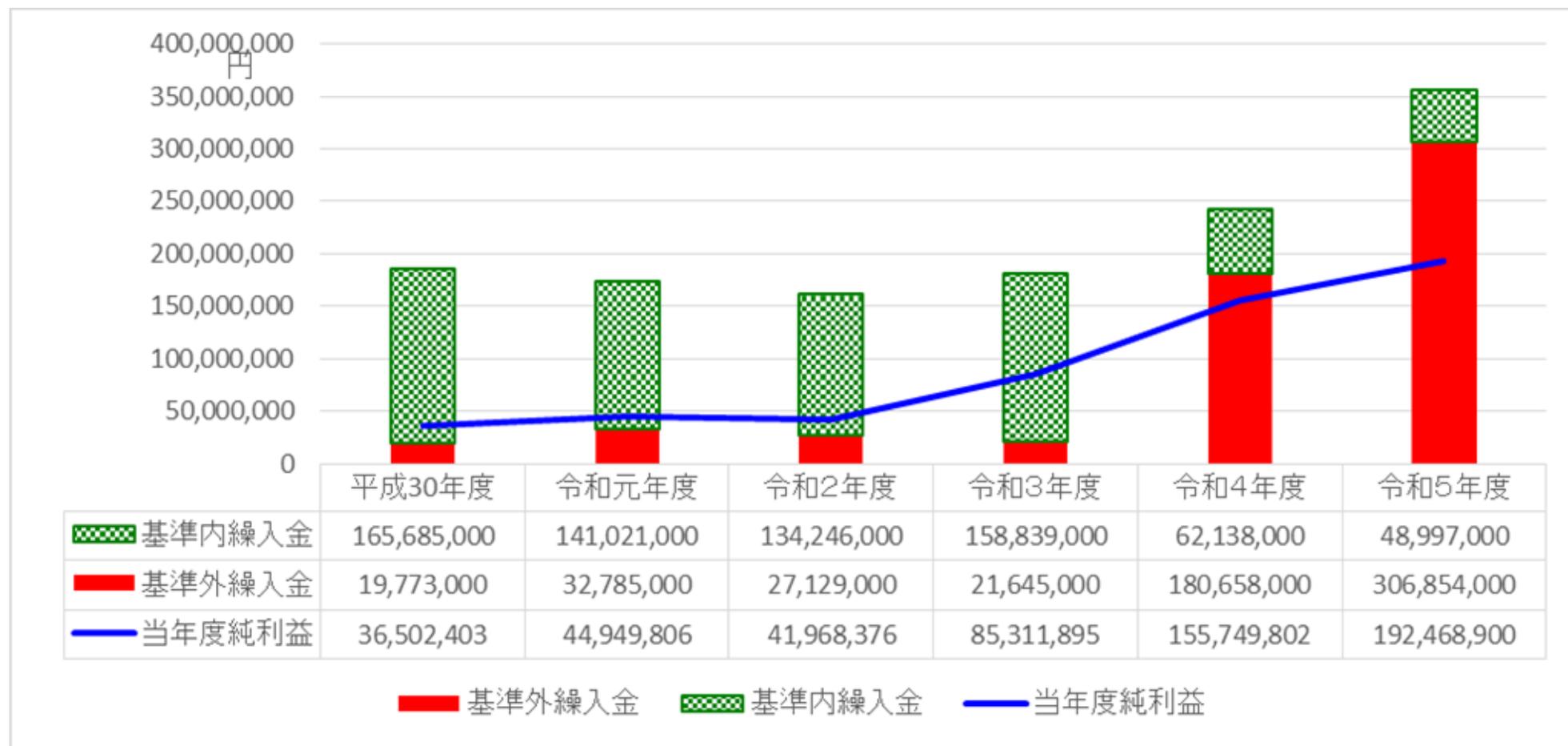
○維持管理費に対し、下水道の使用料収入が不足している。

※営業損失は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。



当年度純利益と一般会計繰入金の推移



独立採算制の原則

下水道事業は、地方財政法上の**公営企業**とされ、その**事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく**「**独立採算制の原則**」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

赤字補填の一般会計繰入金の程度

- 令和5年度決算

$$306,854 \text{千円} \div 16,486 \text{戸} = 18,613 \text{円} / 12 \text{か月} = 1,551 \text{円} / \text{戸} \cdot \text{月}$$

(市内の水洗化済戸数)

- 令和6年度決算見込み

$$382,158 \text{千円} \div 16,772 \text{戸} = 22,785 \text{円} / 12 \text{か月} = 1,899 \text{円} / \text{戸} \cdot \text{月}$$

(市内の水洗化済戸数)

公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較

公共下水道 1か月20m³あたり **2,761円** (年間33,132円)

合併処理浄化槽 (5人槽の場合)

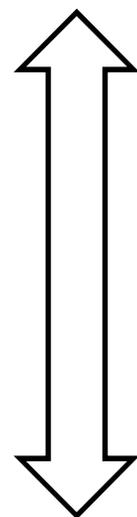
保守点検 17,217円

清掃 25,179円

法定検査(11条検査) 5,000円

ブロー電気代 15,180円

合計 62,576円 (5,215円/月)



その差

2,454円/月

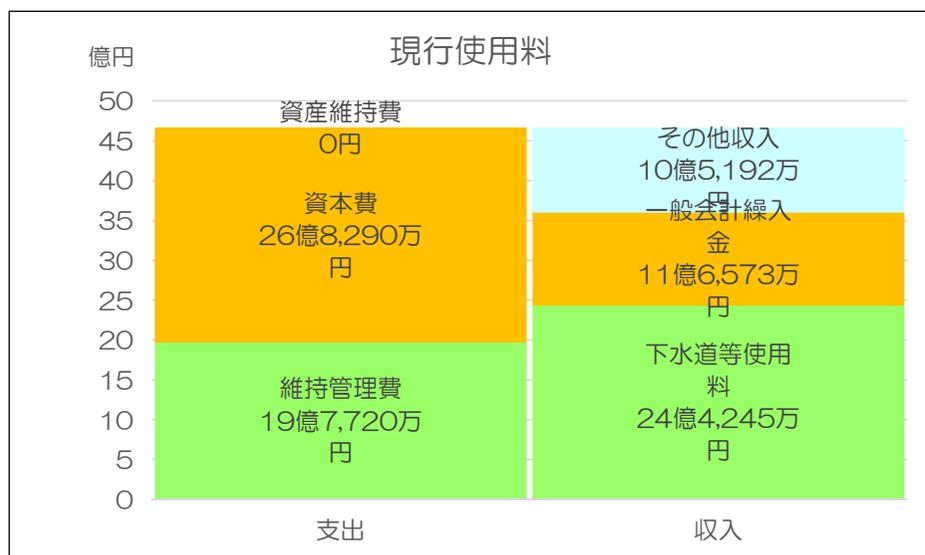
29,444円/年

※環境省 令和5年度浄化槽の法定検査及び維持管理の実態把握に関する調査検討業務報告書より

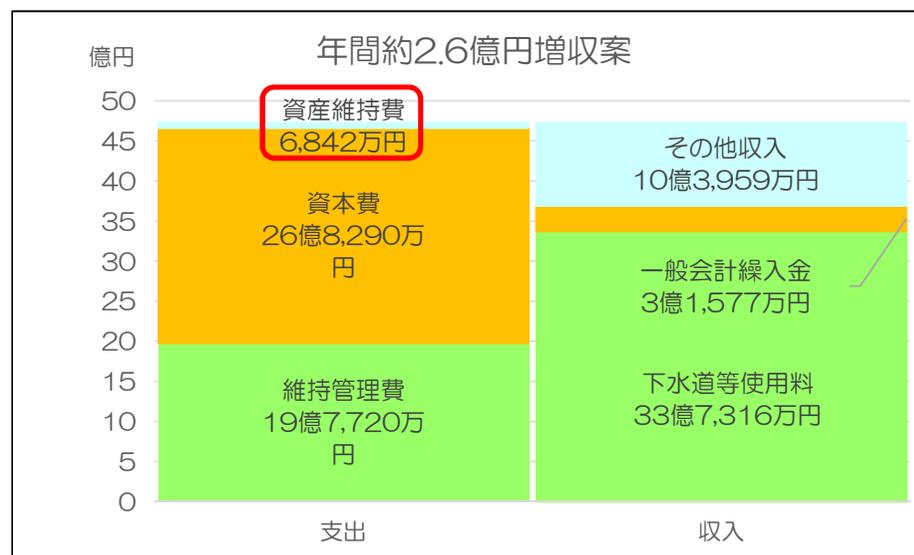
5. 今後の下水道事業の収支見込み

(1) 令和7年度から10年度までの収支見込み(概算・消費税抜き)

① 現行使用料での収支見込み



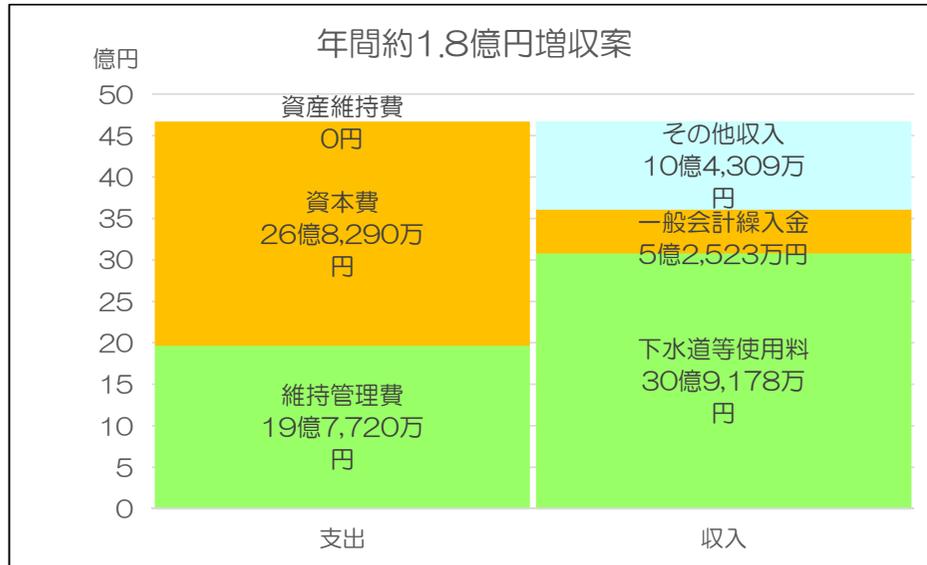
② 年間約2.6億円増収の場合(改定率43%)



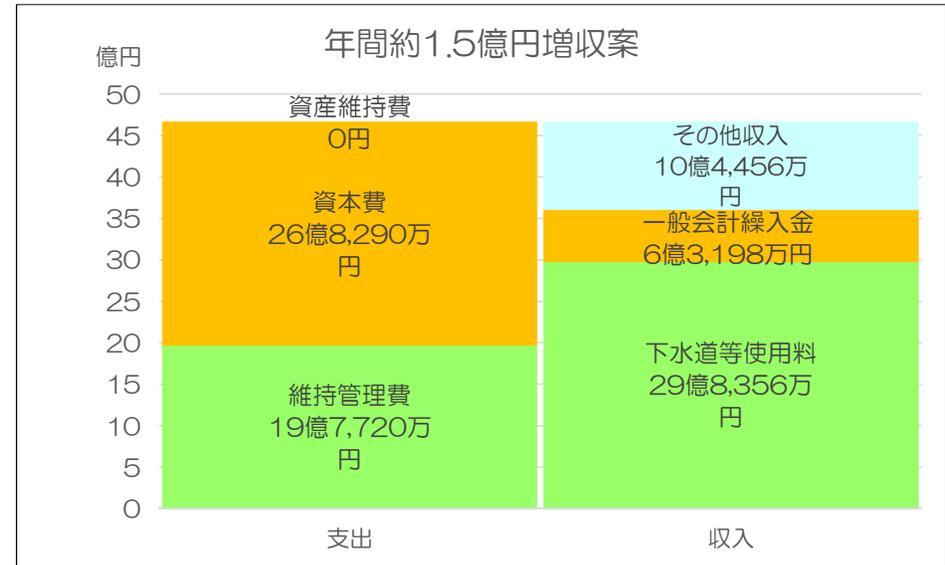
※下水道等使用料は、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の合算額です。

※例年、2.5億円程度の営業損失が発生していますが、その額を補う程度の増収がないと資産維持費分の確保ができません。

③年間約1.8億円増収の場合(改定率30%)



④年間約1.5億円増収の場合(改定率25%)



※人口減少、節水型機器の普及等による下水道等使用料の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、年間約2.6億円増収案が持続可能な下水道サービスの提供には必要です。しかし、急激な使用料の上昇となるため、市民生活への影響と財政予測を考慮し、年間約1.8億円増収案が妥当と判断しました。

(2) 固定費の配賦割合 (基本料金の割合)

・支出のうち、**下水道施設の維持等に必要な固定費は約93%を占める**のに対し、収入のうち、汚水の排出量に関わらず負担いただく**基本料金は約37%になります**。

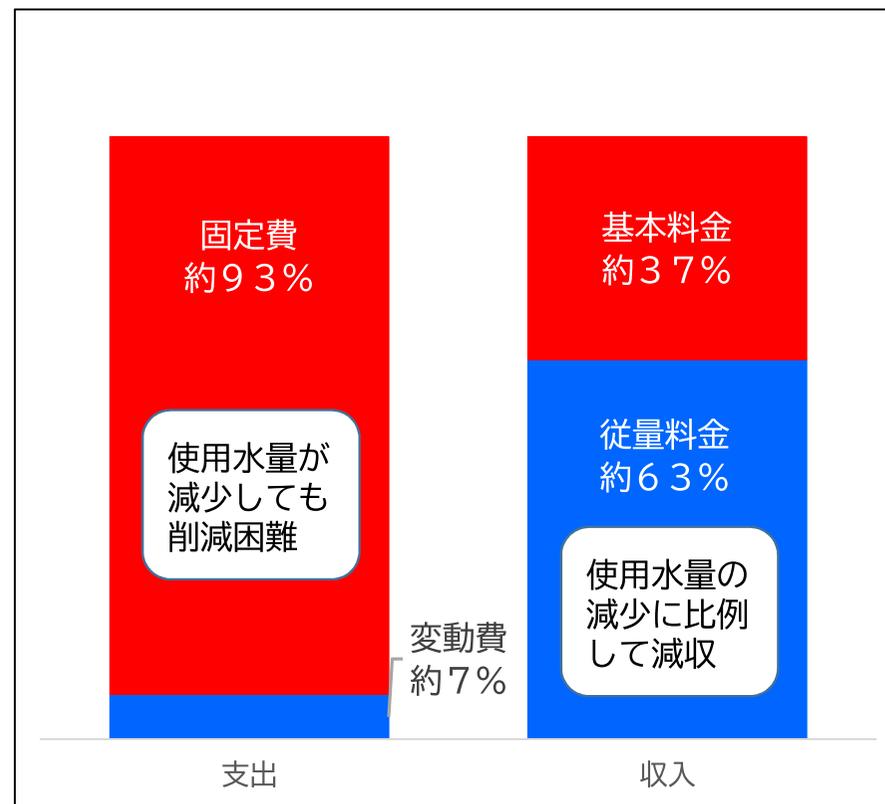
・今後、人口減少や節水型機器の普及等に伴う有収水量の減少が見込まれることから、従量料金の減収が続くと下水道施設の維持等に必要な固定費が十分に回収されず、下水道施設の更新や維持管理など、下水道サービスの提供に影響を及ぼすことが懸念されます。

固定費:排出量に関係なく下水道施設を維持していくための費用

(維持管理費、減価償却費等)

変動費:排出量に比例して増加する費用

(動力費、薬品費等)



6. 下水道等使用料の改定内容について

・従前では、一定水量の利用を促進するため基本水量制を採用し、基本料金は1使用月につき10m³までの使用料を定額としてきました。

・しかし、近年では、少子高齢化による世帯員数の減少や節水型機器の普及等により、基本水量に満たない世帯が増加してきていることから基本水量制を廃止し、使用水量に応じた使用料体系に見直します。

・下水道事業の経営面からみると、**下水道施設の維持等に必要な固定費は約93%を占める**のに対し、下水道等使用料収入のうち、汚水の排出量に関わらず負担いただく定額の**基本料金と10m³までの収入は約53% (※)**になります。

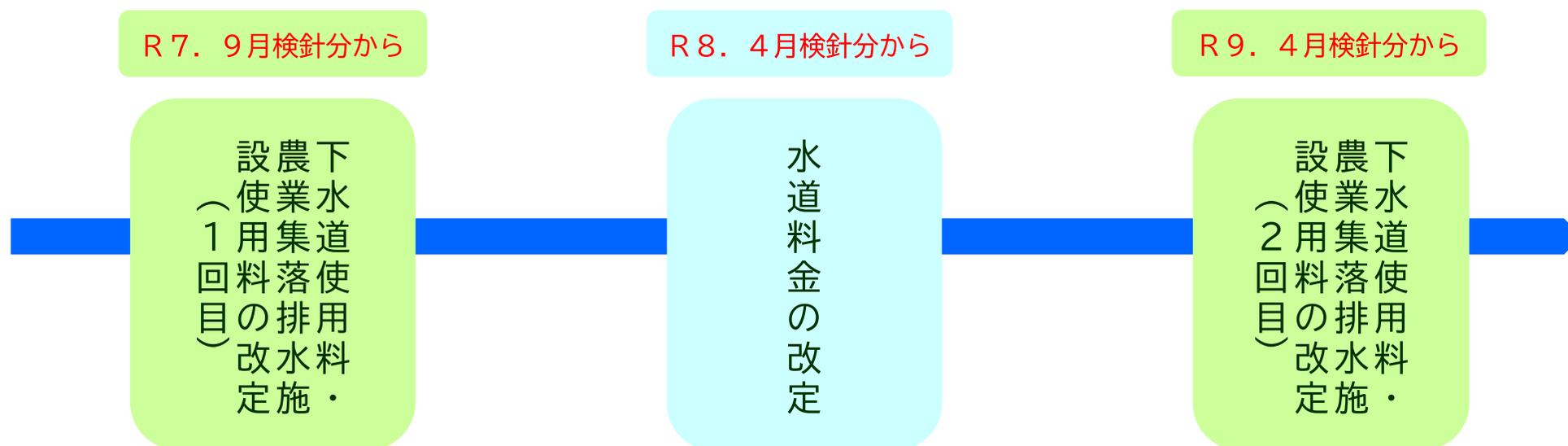
※現行料金と比較するため、同一条件としています。

(消費税込み)

汚水の排出量による区分 (1使用月当たり)		下水道使用料・農業集落排水施設使用料		
		現行	改定	増減額
基本料金 (0m ³) (1使用月につき)		1,221円	1,100円	△21円
基本料金 (1m ³ ~10m ³) (1使用月につき)			—	廃止
超過料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~ 10m ³	—	132円	新設
	11m ³ ~ 20m ³	154円		△2円
	21m ³ ~ 30m ³	181.5円	203.5円	22円
	31m ³ ~ 40m ³	203.5円	236.5円	33円
	41m ³ ~ 50m ³		264円	60.5円
	51m ³ ~100m ³	236.5円	297円	60.5円
	101m ³ ~	264円		33円
公衆浴場 (1m ³ につき)		122.1円	154円	31.9円
累進度 (最高超過単価/最低超過単価)		1.71	2.25	0.54

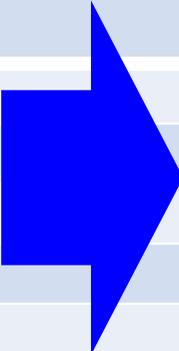
下水道等使用料の2段階改定

- ・今回の下水道等使用料の改定は、水道料金の改定とあわせて行います。
- ・下水道等使用料の改定を1回で行うと下水道等使用者の負担が急激に増すことから、激変緩和のため下記のように段階的に料金改定を行います。



2段階による改定の料金表

(消費税込み)

汚水の排出量による区分 (1使用月当たり)		下水道使用料・農業集落排水施設使用料						
		現行 ①	1回目改定②	増減額 ②-①		2回目改定③	増減額 ③-②	
基本料金 (0m ³) (1使用月につき)		1,221円	550円	△671円		1,100円	550円	
基本料金 (1m ³ ~10m ³) (1使用月につき)			—	廃止		—	—	
超過料金 (1m ³ につ き)	1m ³ ~10m ³	—	132円	新設		132円	0円	
	11m ³ ~20m ³	154円		△22円			0円	
	21m ³ ~30m ³	181.5円	203.5円	22円			203.5円	0円
	31m ³ ~40m ³	203.5円	236.5円	33円			236.5円	0円
	41m ³ ~50m ³		264円	60.5円			264円	0円
	51m ³ ~100m ³	236.5円	297円	60.5円			297円	0円
	101m ³ ~	264円		33円				
公衆浴場 (1m ³ につき)		122.1円	154円	31.9円		154円	0円	
累進度 (最高超過単価/最低 超過単価)		1.71	2.25	0.54		2.25	0.00	

令和7年9月検針以後

(2か月、口径20mmの場合、税込み)

水量(m ³)	水道料金① (円)	下水道 使用料② (円)	合計 ①+②=③ (円)	現行④ (円)	増減額 ③-④ (円)	増減率 (③/④- 1)×100 (%)
0	1,760	1,100	2,860	4,202	1,342	31.9
10	2,420	2,420	4,840	4,862	22	0.5
20	3,080	3,740	6,820	5,522	1,298	23.5
30	4,070	5,060	9,130	8,052	1,078	13.4
40	5,060	6,380	11,440	10,582	858	8.1
50	6,490	8,414	14,904	13,826	1,078	7.8
60	7,920	10,450	18,370	17,072	1,298	7.6
70	9,350	12,814	22,164	20,536	1,628	7.9
80	10,890	15,180	26,070	24,112	1,958	8.1
90	12,430	17,820	30,250	27,688	2,562	9.3
100	13,970	20,460	34,430	31,262	3,168	10.1
200	30,470	50,160	80,630	71,412	9,218	12.9

令和8年4月検針以後

(2か月、口径20mmの場合、税込み)

水量(m ³)	水道料金① (円)	下水道 使用料② (円)	合計 ①+②=③ (円)	令和7年 改定時④ (円)	増減額 ③-④ (円)	増減率 (③/④- 1)×100 (%)
0	2,156	1,100	3,256	2,860	396	13.8
10	2,926	2,420	5,346	4,840	506	10.5
20	3,696	3,740	7,436	6,820	616	9.0
30	4,906	5,060	9,966	9,130	836	9.2
40	6,116	6,380	12,496	11,440	1,056	9.2
50	7,876	8,414	16,290	14,904	1,386	9.3
60	9,636	10,450	20,086	18,370	1,716	9.3
70	11,396	12,814	24,210	22,164	2,046	9.2
80	13,156	15,180	28,336	26,070	2,266	8.7
90	14,916	17,820	32,736	30,250	2,486	8.2
100	16,676	20,460	37,136	34,430	2,706	7.9
200	35,376	50,160	85,536	80,630	4,906	6.1

令和9年4月検針以後

(2か月、口径20mmの場合、税込み)

水量(m ³)	水道料金① (円)	下水道 使用料② (円)	合計 ①+②=③ (円)	令和8年 改定時④ (円)	増減額 ③-④ (円)	増減率 (③/④- 1)×100 (%)
0	2,156	2,200	4,356	3,256	1,100	33.8
10	2,926	3,520	6,446	5,346	1,100	20.6
20	3,696	4,840	8,536	7,436	1,100	14.8
30	4,906	6,160	11,066	9,966	1,100	11.0
40	6,116	7,480	13,596	12,496	1,100	8.8
50	7,876	9,514	17,390	16,290	1,100	6.8
60	9,636	11,550	21,186	20,086	1,100	5.5
70	11,396	13,914	25,310	24,210	1,100	4.5
80	13,156	16,280	29,436	28,336	1,100	3.9
90	14,916	18,920	33,836	32,736	1,100	3.4
100	16,676	21,560	38,236	37,136	1,100	3.0
200	35,376	51,260	86,636	85,536	1,100	1.3

【その他の改定】

①使用月の中途に公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止したときの基本料金は、使用日数が15日以下の場合に限り2分の1の額に変更し、水道料金の取扱いとあわせます。

なお、超過料金（従量料金）分については、使用水量に応じて使用料を算定します。

②井戸水の汚水排除量認定水量は、従前1世帯一人一月あたり5立方メートルとしていましたが、家庭用の1か月使用水量の平均が7.5立法メートルであることから、一人一月あたり7立方メートルとします。

なお、水道水と井戸水併用の場合の一人一月あたり2.5立方メートルに変更はありません。



ご負担をおかけいたしますが、
皆様のご理解ご協力をお願い
いたします。

